

一般社団法人 日本システムデザイン学会 会則

令和2年2月6日

一般社団法人への登記日

第1章 総 則

第2章 目的および事業

第3章 会員および社員

第4章 社員総会

第5章 役員等

第6章 理事会

第7章 基 金

第7章 資産および会計

第8章 定款の変更および解散等

第9章 委員会等

第10章 情報公開等

第11章 補 足

附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本システムデザイン学会（The System Design Society of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、必要に応じ従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、主に社会科学、応用科学分野及びそれらの学際的分野におけるシステムの学術的かつ実務的な研究・開発そして教育を通して、広く人類に貢献することを目的とする。研究成果の発表、システムデザイン技法の開発、内外における関連学会・協会等との交流・情報交換・連携、関連資料の刊行等の活動を通じて、会員相互協力と資質の向上を促進し、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) システムデザイン関連の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
 - (2) システムデザイン関連理論・方法論の普及・実践
 - (3) システムデザイン関連理論・方法論の標準化の推進ならびに普及
 - (4) システムデザイン関連理論・方法論技術に関わる人材育成の推進
 - (5) システムデザイン関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
 - (6) システムデザイン関連学協会との連絡および協力
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人

(3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人

(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人

2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員は、正会員中から選出される代表会員とする。

3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 定款の閲覧等の権利

(2) 社員名簿の閲覧等の権利

(3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利

(4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利

(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利

(6) 計算書類等の閲覧等の権利

(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利

(8) 合併契約等の閲覧等の権利

6. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員総会が別に定める会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であつて、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由のあるとき

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があつたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面（開催通知）に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代表会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、代表会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、総代表会員の 4 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の 4 分の 1 以上が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の 4 分の 1 以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第 20 条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第 1 項および 2 項の場合における第 18 条（定足数）および第 19 条（決議）の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 21 条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の 4 分の 1 以上が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- ・ 理事 6名以上15名以内
 - ・ 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
 3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

（役員を選任等）

第24条 役員は正会員の中から別途定める役員選出規程により選出する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員の仕事）

第25条 役員は次の仕事を持つ。

- ・ 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- ・ 理事は会長及び副会長を補佐し、委任された事項について会務を執行する。
- ・ 監事は、収支決算及び年度末財産目録を監査し、意見を添え総会に報告する。

（役員の仕事期間）

第26条 役員（理事および監事）の仕事期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の仕事終了）

第27条 役員は、社員総会の決議により仕事終了することができる。ただし、役員を仕事終了する場合は、総代表会員の4分の1以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員 of 法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第 30 条 この法人は、一般法人法に規定される役員 of 法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度 2 回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

- 2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の 1 週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 3. 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の 4 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の実数が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 25 条第 6 項（3 ヶ月に 1 度の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 41 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 42 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 44 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 45 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の運用管理)

第47条 本学会の資産は、会長が管理する。

(資産の構成)

第48条 本学会の資産は次のものをもって構成する。

- ・ 会費
- ・ 寄付金品
- ・ 資産から生ずる収入
- ・ その他の収入

(経費の支弁)

第49条 本学会の経費は資産の中より支弁する。

(予算及び決算)

第50条 本学会の収支予算は、総会の決議を経て定め、収支決算は会計年度終了後3ヵ月以内に年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. 年度開始前に予算が議決されないときは、議決するまで前年度の予算に基づいて執行する。

3. 前項による収支予算は新たに議決された予算に基づくものと見なす。

(事業報告および決算)

第51条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第9章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総代表会員の4分の1以上の議決により変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第54条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会・事務局

(委員会)

第56条 本学会の事業を円滑に行うために、理事会の議決を経て、必要な委員会および必要な地に支部（以下、「委員会等」という）を設置することができる。

2. 委員会等の担当理事は会長が選び、委嘱する。
3. 委員長は担当理事が選び、理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 委員は委員長が選び、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 委員会等に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第57条 本学会は会務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局に担当者若干名を置き、会長が任免する。
3. 事務局に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 59 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 附 則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 62 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。